

(3) 小規模保育事業の実施について

笠間市家庭的保育事業等認可要綱

(子ども・子育て会議の意見聴取)

第5条 市長は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問事業又は事業所内保育事業）の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議条例（平成25年笠間市条例第30号）第1条に規定する笠間市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

1. 小規模保育事業とは

利用定員が6人以上19人以下で、保育認定を受けた0歳～2歳児の子ども（3号認定）を保育する事業です。

2. 小規模保育事業の必要性

(1) 各教育・保育施設の「利用定員」と「量の見込み」から

○3号（0～2歳、保育のみ）認定

「利用定員」の不足が見込まれます。特に、3号認定の1～2歳について、「利用定員」の不足が見込まれます。

(2) 教育・保育事業の確保方策から

2 既存の認定こども園、幼稚園	<p>○「利用定員」の予定数が、「認可定員」を下回る施設については、2号・3号認定の「利用定員」の設定（拡大）について働きかけ、必要な施設整備について支援します。</p> <p>○小規模保育の導入が可能な場合には、必要な施設整備について支援します。</p>
-----------------	--

(3) 母親の就労状況から

○現在就労していない母親（358人）のうち、「1年以内に就労希望」は25.1%、「1年より先に就労希望」は44.7%であり、いずれ働きたいという意向が約7割となっています。

※アンケート結果から保育所等入所について潜在的ニーズがあると考えられます。

(4) 人口の将来展望（笠間市人口ビジョン 平成27年10月30日）

本市は、現状の推計から将来の総人口に与える影響度をみると、自然増減及び社会増減の双方が同程度の影響を与えることになる。その中で、現状の人口構造、アンケートからの出生、移住等の希望及び企業の進出状況を踏まえ、出生等について希望をかな

える環境を整えつつ、企業誘致による雇用の場の確保などを通して転入超過の状態への転換を図っていく。このことから、仮定として、2060年に総人口で約56,000人、生産年齢人口割合が50%以上で維持される状態を展望とする。

※畜産試験場跡地西側街区約9haに「株式会社モノタロウ」（本社兵庫県）の進出が決定し、平成29年4月の操業開始に向け工事を進めている。工具や建築、事務用品、生活用品のインターネット販売を手掛ける東証一部上場の会社であり、地元雇用も200人以上になる見込みです。

（5）市の施策の方向性（笠間市創生総合戦略 平成27年10月30日）

（1）ひと：住む人の希望をかなえる環境を構築する

①結婚・出産・子育てから老年期までの安心感と期待感を向上する。

子育てや健康に対する知識や魅力を知るとともに生涯をとおして活躍、活動する人の育成につながる取組を展開し、幼少期から老年期（高年期）までの安心感と期待感の向上を図る。

【KPI（重要業績評価指標）】

○安心して子どもを生み育てるサービスや環境が整っていると感じている市民の割合（平成26年度）34.5% ⇒（平成31年度）50%

※笠間市創生総合戦略 施策の一つとして

子育て支援プランに基づく事業の推進（保育・教育基盤の整備）をしていきます。

3. 小規模保育事業実施希望法人について

	すみれこども園	岩間第一幼稚園
設置者	学校法人旭学園	学校法人大関学園
住所	笠間市旭町345-1	笠間市吉岡 156-26
電話番号	0296-77-5098	0299-45-3293
利用定員	260名	145名
現在受入認定	1. 2. 3号	1. 2号
開園時間	7時～18時30分	7時30分～19時

4. 安心こども基金小規模保育整備事業費補助について

<平成28年度補助事業>

【小規模保育設置促進事業】（安心こども基金）

補助率 国・県・市3/4、事業者1/4

小規模保育事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。

笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 小規模保育事業の区分

第 2 7 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

第 2 節 小規模保育事業 A 型

(設備の基準)

第 2 8 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所 A 型」という。) の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 A 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場 (当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第 3 3 条第 4 号及び第 5 号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 (以下「保育室等」という。) を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法 (昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令 (昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号) 第 1 2 3 条第 1 項各号

		又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所 A 型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所 A 型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

- (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所 A 型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所 A 型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人
- (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人
- (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 20 人につき 1 人
- (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(平 27 条例 22・一部改正)

(準用)

第 30 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、小規模保育事業 A 型について準用する。この場合において、第 24 条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業 A 型を行う者（第 30 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者（A 型）」という。）」と、第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A 型）」と読み替えるものとする。

第 3 節 小規模保育事業 B 型

(職員)

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県

知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては, 調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は, 次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし, そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね 20 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては, 当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師, 看護師又は准看護師を, 1 人に限り, 保育士とみなすことができる。

(平 27 条例 22・一部改正)

(準用)

第 32 条 第 24 条から第 26 条まで及び第 28 条の規定は, 小規模保育事業 B 型について準用する。この場合において, 第 24 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 26 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業 B 型を行う者(第 32 条において準用する次条及び第 26 条において「小規模保育事業者(B 型)」という。)」と, 第 25 条及び第 26 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B 型)」と, 第 28 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模保育事業所 B 型」と, 同条第 4 号中「次号並びに第 33 条第 4 号及び第 5 号」とあるのは「第 32 条において準用する次号」と読み替えるものとする。

第 4 節 小規模保育事業 C 型

(設備の基準)

第 33 条 小規模保育事業 C 型を行う事業所(以下「小規模保育事業所 C 型」という。)の設備の基準は, 次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には, 乳児室又はほふく室, 調理設備及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は, 乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には, 保育に必要な用具を備えること。

(4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には, 保育室又は遊戯室, 屋外遊戯場, 調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上, 屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上であること。

- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者（家庭的保育者のうち1人は、保育士資格を有すること）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

笠間市家庭的保育事業等認可要綱

(子ども・子育て会議の意見聴取)

第5条 市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、法第34条の15第4項の規定により、あらかじめ子ども・子育て会議条例（平成25年笠間市条例第30号）第1条に規定する笠間市子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(1) 笠間市子ども・子育て支援事業計画における

教育・保育施設の確保方策について

(計画書P24～25より抜粋)

【各教育・保育施設の認定区分ごとの「利用定員」の予定】

この計画策定のため、各教育・保育施設の利用定員の見込みを算出しました。

項目欄の「差」は、「利用定員」－「量の見込み」の値であり、マイナスは不足(今後確保すべき数)を表しています。

平成28年度、平成29年度における1号認定の利用定員の減少は、公立幼稚園、公立保育所の統合によるものです。

各教育・保育施設の「利用定員」の合計値と「量の見込み」の関係

認定区分	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 3～5歳	利用定員	1,515	1,345	1,231	1,231	1,231
	確認を受けない幼稚園の利用定員	0	0	0	0	0
	量の見込み	938	915	884	863	847
	差	577	430	347	368	384
2号認定 3～5歳	利用定員	862	880	890	890	890
	量の見込み	828	808	780	762	748
	差	34	72	110	128	142
3号認定 1・2歳	利用定員	360	435	506	530	530
	量の見込み	548	538	539	527	514
	差	-188	-103	-33	3	16
3号認定 0歳	利用定員	102	129	153	165	165
	量の見込み	174	171	166	163	160
	差	-72	-42	-13	2	5

○1号(3～5歳、教育のみ)認定

「利用定員」に余裕が見込まれます。

○2号(3～5歳、教育・保育あり)認定

「利用定員」に余裕が見込まれますが、既存施設から認定こども園の移行に伴う利用定員の増加を見込んでいます。

○3号（0～2歳、保育のみ）認定

「利用定員」の不足が見込まれます。特に、3号認定の1～2歳について、「利用定員」の不足が見込まれます。

【教育・保育事業の確保方策の考え方】

「量の見込み」に対応した「利用定員」とすることができるよう、次の確保方策を取り組みの方針とします。

確保方策の内容

区 分	内 容
1 認可外保育施設	<p>○「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設となるか確認します。</p> <p>○「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。</p>
2 既存の認定こども園、幼稚園	<p>○「利用定員」の予定数が、「認可定員」を下回る施設については、2号・3号認定の「利用定員」の設定（拡大）について働きかけ、必要な施設整備について支援します。</p> <p>○小規模保育の導入が可能な場合には、必要な施設整備について支援します。</p>
3 既存の保育所（園）	<p>○現在「認可定員」を超えて受け入れを実施しており、面積要件などの基準をクリアできる施設については「認可定員」を見直し、3号認定の「利用定員」の拡大を働きかけます。</p> <p>○3号認定の拡大について働きかけ、必要な施設整備について支援します。</p>
4 事業所内保育施設	<p>○「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受ける（「利用定員」に加えられる）施設に移行するか確認します。</p> <p>○「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。</p>
※新規参入	<p>○既存施設での確保方策を優先しますが、供給（確保の状況）が不足であれば、新規参入に対しても支援し、誰もが教育・保育を利用できるようにしていきます。</p>

(2) 調査結果の概要

①就学前児童調査

ア 保護者の就労状況

◆母親の就労状況

- 「フルタイム」が32.5%、「フルタイム（育児休業中）」が4.1%、「パート・アルバイト」が33.9%、「パート・アルバイト（育児休業中）」が1.2%であり、育児休業中も含め働いている母親が71.7%となっています。
- パート・アルバイトで働いている母親（457人）のうち、フルタイムへの転換意向は約4割あります。そのうち、「フルタイムへの転換見込みあり」は9.0%、「フルタイムへの転換見込みなし」が31.9%となっています。
- 現在就労していない母親（358人）のうち、「1年以内に就労希望」は25.1%、「1年より先に就労希望」は44.7%であり、いずれ働きたいという意向が約7割となっています。

※アンケート結果から保育所等入所について潜在的ニーズがある。

笠間市人口ビジョン（平成27年10月30日）

4. 子育て等に対する希望，移住等の意向

基本的な方向性を示していく上で、自然増減及び社会増減の要素となる市内外の意向等を把握するため居住等に関する意向調査を実施した。

その結果から、結婚や出産に対する希望として、市内に居住する女性を対象とした調査では、理想とする子どもの人数が2人以上とする割合が89.7%になっている。一方で、同調査における居住環境で向上してほしいこととして、「子育て・教育の環境」が56.5%、次いで「医療・福祉環境」が45.7%となっており、一層の向上が望まれている結果となっている。また、将来の生活で問題になると考えることとして、「自分や家族の健康の問題」「生活費（仕事や年金等）の問題」が突出して高い結果となった。

6. 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月推計。以下「社人研推計」という。）を用いて2060年までの人口を再推計した場合、2040年に約59,000人、2060年には約43,000人となる。また、老年人口が2025年をピークに減少に転じる可能性も出ている。

本市は、現状の推計から将来の総人口に与える影響度をみると、自然増減及び社会増減の双方が同程度の影響を与えることになる。その中で、現状の人口構造、アンケートか

らの出生、移住等の希望及び企業の進出状況を踏まえ、出生等について希望をかなえる環境を整えつつ、企業誘致による雇用の場の確保などを通して転入超過の状態への転換を図っていく。このことから、仮定として、2060年に総人口で約56,000人、生産年齢人口割合が50%以上で維持される状態を展望とする。

笠間市創生総合戦略（平成27年10月30日）

4. 基本目標と施策の方向性

（1）ひと：住む人の希望をかなえる環境を構築する

全ての中心は「人」であり、「まちづくり」や「産業」にもつながる人材育成を含め、住む人の希望をかなえる環境の構築に向けた取組みを進める。

①結婚・出産・子育てから老年期までの安心感と期待感を向上する。

少子化・高齢化の構造が顕著である本市においては、結婚や就労等の希望を実現する環境を構築することが必要となる。自分や家族の健康等が将来の問題になると考えている方が60%を超える現状にあって、県立の総合病院や医療・福祉施設の立地があり、子育て世代への包括支援や地域包括ケアシステムの構築といった市の取組と自治会活動を含め1,000を超える市民活動の団体が存在し、活発に活動していることは、構築の上での強みとなる。

そのため、子育てや健康に対する知識や魅力を知るとともに生涯をとおして活躍、活動する人の育成につながる取組を展開し、幼少期から老年期（高年期）までの安心感と期待感の向上を図る。

【KPI（重要業績評価指標）】

○安心して子どもを生み育てるサービスや環境が整っていると感じている市民の割合
（平成26年度）34.5% ⇒ （平成31年度）50%

○将来の生活で自分や家族の健康が問題となると感じている市民の割合
（平成26年度）66.1% ⇒ （平成31年度）50%

笠間市創生総合戦略 施策

子育て支援プランに基づく事業の推進（保育・教育基盤の整備）